

議案第 2 号

野田市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

野田市就学援助規則（平成30年野田市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月21日提出

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市就学援助規則の一部を改正する規則

野田市就学援助規則（平成30年野田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表入学準備学用品費の項準要保護者の目小学校就学予定者の節及び同表新入学学用品費の項準要保護者の目小学校第1学年の節中

「



」を「



」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
（令和6年度における入学準備学用品費に係る特例措置）
- 2 令和6年度においてこの規則による改正後の野田市就学援助規則別表の備考の3の(2)に該当する者に対しては、同表入学準備学用品費の項支給額の欄に規定する額とこの規則による改正前の野田市就学援助規則第10条第2項の規定により支給を受けた就学援助の費用の支給額との差額を別に定める方法により支給するものとする。

## 提案理由

就学援助費の学用品費等の支給単価について、令和5年12月22日付け文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課、健康教育・食育課発の「令和6年度要保護児童生徒援助費補助金の予算額（案）について」により、国の補助に係る予算単価（案）が通知されたことから、本規則の一部を改正しようとするものである。

野田市就学援助規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市就学援助規則（平成30年野田市教育委員会規則第2号）

改 正 案				現 行			
別表(第4条)				別表(第4条)			
種類	対象者の区分	支給額		種類	対象者の区分	支給額	
(略)				(略)			
入学準備学用品費	準要保護者	小学校就学予定者	<u>57,060円</u>	入学準備学用品費	準要保護者	小学校就学予定者	<u>54,060円</u>
		(略)				(略)	
新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年	<u>57,060円</u>	新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年	<u>54,060円</u>
		(略)				(略)	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			